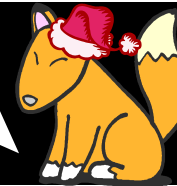


みなさまの経営のお役に立つ情報を発信します！



年の暮れも押し迫ってきました。今年一年は皆様にとってどのような1年だったでしょうか。新年もより皆様のお役に立つ情報をパワーアップしてお届けしていきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願ひいたします。

皆様にとって来年度は益々よい1年となりますよう、所員一同心よりお祈りしております

★「中小企業金融円滑化法」が施行されました。

「中小企業金融円滑化法」とは、金融機関に中小企業向け融資の返済猶予などを努力義務と課す法案です(いわゆる返済猶予法案)。

しかし、多くの中小企業経営者はこの法案の活用に対しては慎重な姿勢をとっています。なぜならば金融機関から国への報告義務として新規融資や格付けに対する影響が含まれていないので、「新規融資が受けづらくなるのではないか?」、「銀行格付けの引き下げとなるのではないか?」といった懸念があるからです。

同法案を活用するために金融機関へ申し込む際には、借り手企業は貸し出し条件の変更の前提となる経営改善計画などを提出しなければならないようです。少なくともコスト削減の計画損益計算書やキャッシュフロー計算書(または資金繰り表)などが必要になると思われまます。(柳沢)

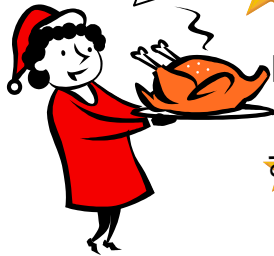
12月号特別企画

初級編

次の問題が解けた方にはドーンと先着一名に事務所通信のこのスペースでの広告権を差し上げます。解答は当社まで、ドシドシ御応募お待ちしております!(解答は次回をお楽しみに)

天使と悪魔と人間がいます。天使は必ず真実をいい、悪魔は必ず嘘をいい、人間は嘘をいったり真実をいったりします。さて次の三人は天使・悪魔・人間のうち誰でしょう。

A「私は人間ではありません」 B「私は悪魔ではありません」 C「私は天使ではありません」



★ 役員退職金で節税(その3) ★

前回・前々回と「役員退職金」についてご説明しました。今回はその退職金が税務上どれくらい優遇されているか、について所得税に限定してご説明致します。

通常給与を受け取ると所得税が差引かれますが、退職金にも所得税がかかります。しかし退職金の所得税の計算は、給与の所得税の計算とは全く異なります。

具体的に支給総額1,500万円と仮定して比較してみます。

【退職金で受け取った場合】(勤続年数25年)

$$\{1,500万 - (40万 \times 20年 + 70万 \times 5年)\} \times 1/2 = 175万$$
$$175万 \times 5\% = \mathbf{87,500円}$$

〔(計算式)(退職金 - 退職所得控除) × 1/2 × 所得税率〕

【給与で受け取った場合】(扶養なし、社会保険料180万と仮定)

$$1,500万 \text{ 給与所得控除後} 1,255万 - 180 - 38万 = 1,037万$$
$$1,037万 \times 33\% - 1,536,000円 = \mathbf{1,886,100円}$$

このように支給金額が同じでも退職金か給与かで税額が大きく変わってくるのです。

なお、退職金で上記の計算式を使う場合は「退職所得の受給に関する申告書」を会社に提出しないとイケません。提出が無い場合、20%が源泉徴収され、確定申告で清算することになります。詳細は弊社担当までご相談下さい。(山崎)

